

# 虐待防止のための指針

## 1. 当施設における虐待防止に関する基本的な考え方

当施設では、虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止と共に虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ① 身体的虐待：利用者の身体に外相が生じる、または生じる恐れのある暴行を加えること、または利用者の身体を拘束すること。
- ② 介護や世話の放棄・放任：利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、他の利用者による（身体的・性的・心理的）虐待行為の放置、その他利用者を擁護すべき職務上の業務を著しく怠ること。
- ③ 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、または著しい拒絶的な対応、または不当な差別的言動、その他、利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 性的虐待：利用者にワイセツな行為をすること、または利用者にワイセツな行為をさせること。
- ⑤ 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

## 2. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する基本方針

### ① 虐待防止委員会の設置及び開催

虐待防止に努める観点から「虐待防止委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

委員会は原則、3か月毎に開催し、次のことを協議する。

- (1) 虐待防止のための指針の整備に関すること
- (2) 虐待防止のための職員研修に関すること
- (3) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (4) 職員が虐待等をした場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- (5) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発防止に関すること
- (6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

### ② 委員会の構成

委員会の委員は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 園長
- (2) 看護職員
- (3) 生活相談員
- (4) 介護職員

- (5) 介護支援専門員
- (6) 管理栄養士
- (7) 通所介護事業所管理者
- (8) 居宅介護支援事業所管理者
- (9) 園長が必要と認めた者

### 3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- ① 職員に対する虐待防止のための研修は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発することを目的とする。
- ② 具体的には下記の内容で行う。
  - (1) 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
  - (2) 高齢者権利擁護／成年後見制度の理解
  - (3) 虐待の種類と発生リスクの理解
  - (4) 早期発見・事実確認と報告等の手順
  - (5) 虐待防止策、及び（発生時の）改善策
- ③ 研修は年2回以上行う。また、新規採用時には必ず虐待防止研修を行う。
- ④ 研修内容に関しては、研修資料・実施概要・出席者等を記録し、保存する。

### 4. 虐待発生時の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待が発生した場合には、速やかに市町村に報告すると共に、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であった場合には、役職を問わず厳正に対処する。
- ② また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命を優先する。

### 5. 当施設における虐待等の担当者

当施設では、虐待等の担当者を各事業に以下の通りもうける。

- (1) 生活支援係長（長期・短期入所サービス）
- (2) 通所介護事業所管理者（通所介護サービス）
- (3) 居宅介護支援事業所管理者（居宅介護支援）

### 6. 虐待等の相談・報告体制、及び苦情解決方法に関する基本方針

- ① 通所介護や短期入所サービスの提供時、及び居宅介護支援時に、ご家族等による虐待が疑われる事案を発見した場合には、各事業担当者（以下、担当者という）に報告する。担当者は、常習性や緊急性が高いと判断される事案については、速やかに市町村の窓口等の外部機関に相談する。必要に応じて、（警察等の）関係機関に対しても説明・報告を行う。

- ② また、長期や短期の入所サービス、及び通所介護サービスにおいて、職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告する。虐待者が担当者本人であった場合には、他の上席者等に相談する。
- ③ 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待を行った本人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行する。また、必要に応じ、関係者から事実確認を行う。これらの確認の経緯は、時系列で概要を整理する。
- ④ 事実確認後の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に従い必要な措置を講じる。
- ⑤ 上記の対応を行ったにも関わらず、改善されない場合や緊急性が高いと判断される場合には、市町村の窓口等の外部機関に相談する。
- ⑥ 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において、当該事案がなぜ発生したのかを検証し、原因の除去と再発防止策の作成を行い、それを職員に周知する。
- ⑦ 施設内で虐待等が発生した場合には、その再発の危険性が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の内容、及び再発防止策を併せて市町村に報告する。
- ⑧ 必要に応じて、（警察等の）関係機関に対しても説明・報告を行う。

## 7. 成年後見制度の利用支援に関する基本方針

利用者またはその家族に対して、必要に応じて成年後見制度についての説明を行うと共に、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

## 8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、施設内に掲示すると共に、ホームページにも掲載し、利用者、及び職員等がいつでも閲覧できるようにする。

## 9. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

社会福祉協議会等の外部機関により提供される虐待防止に関する研修には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。

令和5年 2月 7日 制定  
令和5年10月 1日 改定